

令和9年度 小田原市 保育所等利用の手引き

【令和9年度申込受付期間】 ※市外からの申込み・市外保育所等への申込みの場合はP15をご覧ください。

募集内容	申込受付期間（※土・日・祝日休日は除く）	受付方法																											
【1次募集】 令和9年4月利用分	令和8年10月13日（火）～10月30日（金） ※郵送の場合、10月30日（金）必着 ※小田原市外在住で、3月31日までに小田原市に転入予定のない方（市内保育所等勤務者を除く）は、1次募集の申込みはできません。	【受付方法】 窓口または 郵送 【受付場所】 小田原市役所 本庁舎5階 保育課 【受付時間】 8時30分～ 17時																											
【2次募集】 令和9年4月利用分	令和8年11月2日（月）～12月25日（金） ※郵送の場合、12月25日（金）必着																												
【3次募集】 令和9年4月利用分	令和9年2月8日（月）～2月26日（金） ※郵送の場合、2月26日（金）必着 ※転園申込みの方、および小田原市外在住で、3月31日までに小田原市に転入予定のない方（市内保育所等勤務者を除く）は、3次募集の申込みはできません。																												
令和9年5月～ 令和10年3月 利用分	利用を希望する月の前月10日まで（郵送の場合、10日必着） （10日が休みの場合は前開庁日）																												
	<table><tr><td>入所希望月</td><td>締切り</td><td>入所希望月</td><td>締切り</td></tr><tr><td>令和9年5月分</td><td>令和9年4月9日</td><td>令和9年11月分</td><td>令和9年10月8日</td></tr><tr><td>令和9年6月分</td><td>令和9年5月10日</td><td>令和9年12月分</td><td>令和9年11月10日</td></tr><tr><td>令和9年7月分</td><td>令和9年6月10日</td><td>令和10年1月分</td><td>令和9年12月10日</td></tr><tr><td>令和9年8月分</td><td>令和9年7月9日</td><td>令和10年2月分</td><td>令和10年1月7日</td></tr><tr><td>令和9年9月分</td><td>令和9年8月10日</td><td>令和10年3月分</td><td>令和10年2月10日</td></tr><tr><td>令和9年10月分</td><td>令和9年9月10日</td><td></td><td></td></tr></table>	入所希望月	締切り	入所希望月	締切り	令和9年5月分	令和9年4月9日	令和9年11月分	令和9年10月8日	令和9年6月分	令和9年5月10日	令和9年12月分	令和9年11月10日	令和9年7月分	令和9年6月10日	令和10年1月分	令和9年12月10日	令和9年8月分	令和9年7月9日	令和10年2月分	令和10年1月7日	令和9年9月分	令和9年8月10日	令和10年3月分	令和10年2月10日	令和9年10月分	令和9年9月10日		
	入所希望月	締切り	入所希望月	締切り																									
	令和9年5月分	令和9年4月9日	令和9年11月分	令和9年10月8日																									
	令和9年6月分	令和9年5月10日	令和9年12月分	令和9年11月10日																									
	令和9年7月分	令和9年6月10日	令和10年1月分	令和9年12月10日																									
	令和9年8月分	令和9年7月9日	令和10年2月分	令和10年1月7日																									
	令和9年9月分	令和9年8月10日	令和10年3月分	令和10年2月10日																									
令和9年10月分	令和9年9月10日																												

【令和9年度のクラス】

クラス	生年月日
0歳児	令和8年（2026年）4月2日～
1歳児	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日
2歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
3歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
4歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
5歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日

※この手引きは、申込みだけではなく入所後も必要になるため、大切に保管してください※

保育所等申込み・利用にかかる確認書

必ず以下を確認いただき、すべて同意いただけた場合は、申込書 P2 にご署名をお願いします。

	No	同 意 事 項
共通事項	1	申込み前に保育所等利用の手引きを読み、内容について理解した上で、申込みをしてください。
	2	申込み後・入所後に家庭状況や保育の必要性に変更があった場合、速やかに手続きをしてください。
	3	提出書類の内容が虚偽と発覚した場合は、入所内定・決定の取り消し及び退所になります。
	4	保育所等の利用開始は毎月 1 日、退所は月末です。
	5	申込内容を利用希望の施設に情報提供します。
	6	世帯状況や就労状況および課税状況などを調査し、就労先等関係各所に照会を行う場合があります。
	7	希望する保育所等を必ず申込み前に見学し、申込み児童のアレルギーや持病等の情報は保育所等へ伝えてください。
	8	選考の結果、内定した施設を辞退すると、それ以降の選考指数が減点されます。また、入所不承諾通知書は発行されません。
	9	入所不承諾通知書を紛失した場合、再発行できません。
	10	入所後 1 か月に一度も登園できない場合は退所となります。ただし、本市指定様式の休園届を提出することにより、2 か月に一度の登園でも引き続き保育所等を利用することが可能です。
	11	就労先が内定状態（入所後就労を増やす場合も含む）で保育所等が決定した場合、入所月の翌月 14 日（休日の場合は前営業日）までの就労開始が必須です。就労開始後 2 週間以内に就労証明書を提出し、未提出の場合は入所月の翌々月末で退所となります。（就労証明は申込み時に内定していた職場のものに限り、転職等不可。）
	12	現在の要件と入所希望月の要件が異なる場合は、入所希望月の要件確認書類を提出してください。
	13	出産予定日の前後 8 週の属する月の期間に入所希望月が含まれる場合は、出産要件での申込みとなります。
郵送	14	各申込期日必着です。保育課到着が期日を過ぎた場合は、次の申込みとなります。
	15	配達記録が残る方法で発送してください。郵送事故について、市は責任を負いかねます。
育児休業中	16	不承諾の場合、育児休業給付金申請時に保育所等利用申込書の写しの提出が必要です。コピーや写真撮影は、提出前におこなってください。
	17	保育所等の利用が決定した場合、入所月の翌月 14 日（休日の場合は前営業日）までの復帰が必須です。復帰後 2 週間以内に本市指定様式の復職証明書を提出し、未提出の場合は翌々月末で退所となります。（復職証明書は育児休業を取得していた職場のものに限り、転職等不可。）
	18	育児休業中の加点がある方が入所日までに就労先を退職する場合、保育所等の入所は取り消しとなります。また、転職をして育児休業中の職場と同じ条件で勤務した場合でも、同様に取り消しとなります。
保育料	19	算定方法を確認し、保育料等は定められた額を期日までに納付してください。
	20	父母が一定の収入に達していなければ、同居の祖父母の税額も算入して保育料等を算定する場合があります。
	21	転入者や未申告者等で、本市で課税状況が確認できない場合、保育料は最高額となります。
	22	その月の通所日数にかかわらず、原則 1 か月の保育料等の納付が必要です。
	23	申込み時点で滞納がある世帯は、全額支払いまたは支払い計画を立てた上で申込みをしてください。いずれも行われない場合は、減点となります。
転園	24	現在保育所等を利用している方が転園を希望する場合、今の施設を退所して申込みをする新規申込みと、今の施設に通いながら申込みをする転園申込みがあります。それぞれの指数や申込方法について確認してください。
	25	転園が内定した場合、内定を辞退した場合でも、現在利用している施設は退所となります。
小規模	26	卒園後の連携園（幼稚園含む）を確認してください。
	27	希望の連携園に入所ができず、保育所等を希望する場合は、新規の申込みが必要です。
	28	複数の連携園が設定されている場合、11 月以降に 2 歳児クラスに入所しても、連携園は保障されません。
4 月申込み	29	令和 8 年度中の申込みをしている方で、令和 9 年 4 月利用が内定した場合、2 月及び 3 月の利用選考は 4 月利用が内定した施設のための選考であり、他の施設を希望する場合は希望園変更届の提出が必要です。ただし、4 月利用が内定した施設が、2 月または 3 月時点で月齢に達していない場合に限り、令和 8 年度申込みの施設のまま判定します。
	30	4 月の 1 次・2 次が不可の場合、3 次及び 5 月以降申込みの意向調査を行います。期日までに提出がない場合、申込みは取り下げとなります。

令和 9 年度の主な変更点

1. 4月募集の受付期間が変更になります！

1 次募集の不足書類受付期間が廃止されます。10 月 30 日（金）までに全ての書類をご提出ください。
2 次募集の受付期間が短縮され、12 月 25 日（金）までとなりますので、ご注意ください。
詳細は P1「令和 9 年度申込受付期間」をご確認ください。

2. 3 次募集の方法が変更になります！

令和 8 年度までの 3 次募集は、2 次募集で不可だった方のみを対象としていましたが、2 次募集までに申込みをしていない方についても、3 次募集からの新規申込みが可能となります。（転園および 3 月 31 日までに小田原市に転入予定のない方は 3 次募集の申込みはできません。）引き続き 3 次募集のみ、保育所等の空き状況を公開します。詳細は P7「4 月 3 次募集について」をご確認ください。

3. 市外にお住まいの方の 4 月 1 次・3 次募集申込み条件が変更になります！

現在小田原市外にお住まいの方のうち、4 月 1 次・3 次募集で小田原市の保育所等に申込みができるのは、3 月 31 日までに小田原市に転入予定の方のみとなります。転入予定のない方は 2 次募集でお申込みください。詳細は、P15「市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて」をご確認ください。

4. 市外から小田原市にお申込みの方、市外にお申込みの方の方法が変更になります！

これまで住民票のある自治体を経由してのお申込みが原則でしたが、令和 9 年度より転居予定がある場合は、直接の申込みを可能とします。
詳細は P15「市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて」をご確認ください。

5. 就労先内定の方の就労開始の期限が変更になります！

これまで就労先内定の状態で申込みをした場合、入所月の 14 日までに就労を開始していただく必要がありましたが、令和 9 年度からは入所月の翌月 14 日を期限とします。
詳細は P10「要件確認書類について」をご確認ください。

1. 保育所等の利用について

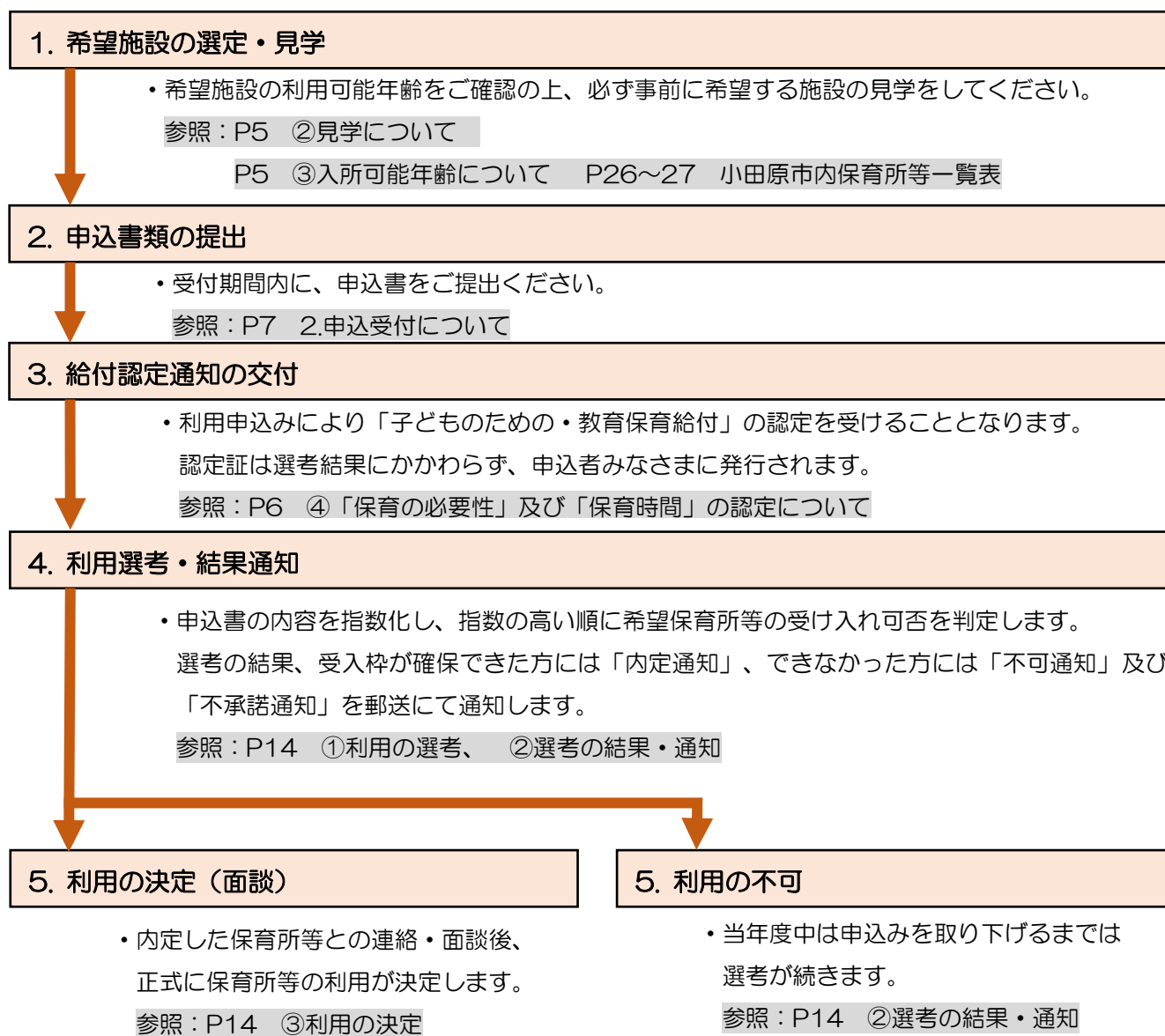
① 申込みと申込みの流れについて

●申込みについて

小田原市では、保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育事業の3種類の認可保育施設（以下「保育所等」）があり、いずれも保護者が就労などにより家庭でお子様を保育できないときに、保護者に代わって一定時間の保育を行う「お子様のため」の施設です。この申込書は、保育所等の利用のための申込書であり、幼稚園や認定こども園（幼稚部）の利用申込みはできません。

保育所等の利用を希望する方は、保育の必要性についての認定を受ける必要がありますが、小田原市では保育所等利用の申込手続きと認定申込みを兼ねていますので、事前に認定の手続きは不要です。

●申込みの流れについて



② 見学について

各施設では、施設ごとに特色のある保育を行っているため、利用申込みの際は、必ず申込みをされるお子様と一緒に事前に希望する保育所等の見学をしてください。指定日を設けて見学会を行う場合や、人数制限をしている場合など、各保育所等で対応が異なりますので、事前に希望の保育所等に連絡をしてから見学に行ってください。

見学に行っていない場合でも受け付けは可能ですが、お子様の状況等により、保育所等の人員体制等から安全に保育できないと判断された場合は、入所見送りとなる場合があります。

※転入予定による申込者は、見学方法等について保育所等へ電話の上、確認してください。

※施設の都合により、ご希望の日時に見学が受けられない場合がありますので早めに連絡をしてください。

【保育所等見学のポイント】

- ✓ 通園可能な保育所等か。
- ✓ 保育の方針やイベント等、施設の設備や雰囲気などお子様に適した環境か。
- ✓ 開設時間をご家庭にあっているか。
- ✓ 教材費や制服代等、別途料金が発生する場合は、どのくらいかかるのか。
- ✓ お子様の体調面（アレルギー等）、園生活で不安に感じる点はないか。
- ✓ ならし保育の期間は、どのくらいか。（お子様の状況や保育所等によって異なります。）

③ 入所可能年齢について

保育年齢は、基本的に産休明け（産後8週間後）となる0歳児から5歳児（小学校就学前）です。

ただし、保育所等によって異なりますので、利用を希望する月に保育可能な年齢であるかどうか必ず確認してからお申込みください。（P26～27「小田原市内保育所等一覧表」参照。）

また、保育所等によっては、以下のとおりクラス修了時期や卒園時期が異なります。

《保育所》

- 「小田原乳児園」は1歳児クラス修了までの利用です。2歳児クラス以降は、改めて申込み（新規申込み）が必要です。
- 「分園」は次の表のクラス修了までの利用となり、修了後はそれぞれの本園を利用できます。分園クラス修了後、本園を利用する方は、改めての申込みは不要です。
ただし、分園クラス修了後、本園以外のお園の利用を希望する場合は、改めて申込みが必要ですので、ご注意ください。

城前寺保育園そが分園	1～3歳児クラスまで	⇒	城前寺保育園（本園）
西大友保育園分園みらい	0～1歳児クラスまで	⇒	西大友保育園（本園）
南鴨宮あいじ園駅前分園	0～2歳児クラスまで	⇒	南鴨宮あいじ園（本園）

《小規模保育事業》

小規模保育事業については、全施設の利用期間は2歳児クラス修了までです。2歳児クラス修了後は、3歳児クラスから施設ごとに設定された連携施設に引き続き通園できます。（連携先一覧は P26～27「小田原市内保育所等一覧表」参照。）

ただし、連携施設が複数あり、それぞれの受入枠を超える希望がある場合は、改めて入所選考を行い、入所先を決定します。

- ※ 連携先が複数設定されている小規模保育事業に、11月以降2歳児クラスに入所した場合は、連携施設への入所は保障されません。
- ※ 連携施設以外のお園を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

④ 「保育の必要性」及び「保育時間」の認定について

(1) 「保育の必要性」について

保育所等の利用にあたり、「子どものための教育・保育給付」の認定を受けることになります。認定区分は、年齢や利用希望の施設によって次の3つに分かれます。

なお、認定証は選考結果にかかわらず、お申込みいただいた方全員に発行されます。

認定区分	対 象	主な利用施設
1号認定	お子様が満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園（幼稚部）
2号認定	お子様が満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園（保育部）
3号認定	お子様が満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園（保育部） 小規模保育事業等

※「1号認定」を希望する場合は、幼稚園や認定こども園（幼稚部）に直接お申込みください。

※年度途中でお子様が満3歳を迎える場合、3号認定から2号認定に変更となります。認定変更の通知は市から届きます。

【重要】施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について

子ども・子育て支援法第20条第6項の規定により、当該申込みのあった日から30日以内に認定の申込みに対する処分を行わなければならないこととされておりますが、令和9年4月利用1次申込みにかかる支給認定については、新規利用申込みに係る事務処理に時間を要することから、同条第6項ただし書きに基づきこれを延期し、保育所等の利用調整結果とともにお知らせいたしますので、ご承知おきください。

(2) 「保育時間」について

保育所等の開所時間は基本的に 11時間 で、各保育所等の開所時間の範囲内での利用が可能です。その中で「保育を必要とする事由」から、保育の必要量によって「保育標準時間（おおむね11時間）」と「保育短時間（おおむね8時間）」のいずれかに区分され、保育所等を利用できる時間や利用者負担金（保育料）が決められます。

ただし、通勤時間等により保育短時間の範囲に収まらず、恒常的に延長保育料が発生してしまう場合などは、保護者の方からの認定変更申込みにより保育標準時間へ変更できる場合があります。

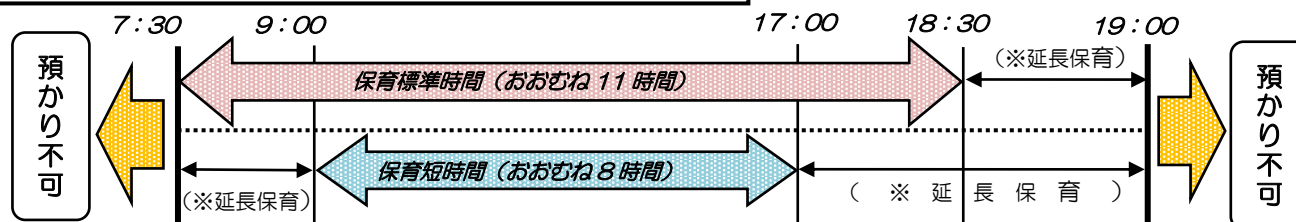
保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【フルタイム】	保育標準時間	病人の看護等	保育標準時間
就労【パートタイム】	保育短時間	災害の復旧	保育標準時間
出産	保育標準時間	求職活動	保育短時間
疾病・けが	保育標準時間	就学	就労に準じて判断

※保育を必要とする事由が「求職活動」の方は必要量の区分は「保育短時間」のみです。

※保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできません、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできません。

※保育を必要とする事由及び保育時間は月単位での変更です。

保育時間の利用例（開所時間7:30～19:00の場合）



※延長保育については、別途料金がかかります。また、実施状況や料金も保育所等によって異なります。

※保育所等を利用する場合は、好きな時間に登園するのではなく、園が定めた時間までに登園してください。

2.申込受付について

※申込期限については、表紙（P1）をご確認ください。

① 申込みにあたっての注意事項

●保育所等の利用について

- ・月単位での利用のため、月の途中からの利用や、月の途中での退所はできません。

●兄弟姉妹申込みにについて

- ・お子様ごとに申込みが必要です。
- ・保育所等の受入れの状況によっては、同じ保育所等に入所できない場合もあります。
- ・申込書に兄弟姉妹の利用の優先順位について、「同じ月に同じ施設を希望」「別々の施設でもよい」「年齢が上の子を優先」など、希望を記入する欄がありますのでご確認ください。
※「別の時期でも可」を選択して、兄弟姉妹いずれかが入所した場合、もう一人の預け先がない状態でも、要件通りの就労等が必要となりますので、ご注意ください。

●出生前児童の申込みにについて

- ・出生前のお子様の申込みも可能です。
- ・申込書の児童氏名、生年月日、性別を空欄とし、母子手帳の写しを添付してください。（出生後は速やかに保育課へ届出事項変更届出書をご提出ください。）
- ・利用児童・世帯状況調査票は出生してから2か月以内にご提出ください。

●郵送での申込みにについて

- ・郵送事故について市は責任を負いかねます。書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送してください。
- ・郵送の場合、個人番号（マイナンバー）のわかる書類（マイナンバーカードの写し等）は同封しないでください。
- ・提出書類に不備があった場合、ご連絡はしますが、書類の返送はできません。改めて書類を記入してください。
- ・P9～12「3. 必要な提出書類について」をご確認ください。
- ・提出期限には「必着」です。お早めにお申込みください。

●4月3次募集について

- ・4月2次募集に係る利用選考後に追加募集が発生した場合、保育所等の空き状況を公表して3次募集を行います。小田原市のホームページに公開される空き状況を確認の上、お申込みください。
- ・2次募集までに申込みれていた方については、2次募集の結果に同封された3次募集の希望票を、3次募集からの申込みの方は、申込書類一式（要件確認書類も含む）をご提出ください。
- ・追加募集がなく、3次募集を実施しないこともありますのでご了承ください。
- ・転園希望（転園先が決定するまで現在の保育所等に通い続ける場合）および3月31日までに小田原市に転入予定のない方は、3次募集の申込みはできません。

●内定辞退について

- ・入所の内定を辞退する場合、内定先の保育所等と保育課の両方に連絡をしてください。
- ・保育課に「保育所等入所内定（決定）辞退届」をご提出ください。
- ・辞退後も申込みを続ける場合は、利用選考の際に、選考指数が減点されます。
- ・内定を辞退した方がいる場合、選考結果が不可の方から繰り上げて別の方に内定が出る可能性があります。

●申込み取り下げについて

- ・申込みを取り下げる場合には、申込受付期間までに「保育所入所申込取り下げ書」をご提出ください。

●申込みの有効期間について

- ・令和9年度中に申込みをした方の申込有効期間は令和10年3月利用分までです。
- ・令和10年4月以降の入所も希望する場合には、改めて申込みが必要です。（例年10月頃）
- ・令和9年4月2次の利用選考の結果、入所ができなかった場合、3次募集の希望票とあわせて、5月以降の利用選考の継続について調査をおこないます。引き続き利用選考を希望する方は、5月以降保育所等利用希望確認票を提出してください。提出がない場合は、5月以降の利用希望は自動で取り下げとなります。

●申込内容の虚偽について

- ・申込みの内容に虚偽があった場合には、入所が内定した場合でも取り消しとなります。
- ・すでに入所しているお子様についても退所していただきます。

② 転園の申込みについて

- ・保育所等にすでに入所している方で、転園を希望される場合の申込方法および提出書類は、新規の申込みをする場合と同様です。
 - ・転園申込みの場合は、現在利用中の保育所等を希望に含めることはできません。
 - ・申込方法には次の2種類があります。
 - （1）現在通っている保育所等を退所して新規に申込みする場合
 - ・申込書類と一緒に「保育の実施解除申請書」の提出も必要です。
 - ・指数は新規の方と同じ取り扱いになります。
 - （2）転園先が決定するまで現在の保育所等に通い続ける場合
 - ・申込書類と一緒に「保育の実施解除申請書」の提出も必要です。
（退所の希望年月日は「内定月の前月末」と記載してください。）
 - ・指数は新規の方と比較して、低くなる場合があります。
- ※転園の内定が決定した場合、入所の有無に関わらず、現在通っている保育所等は、退所となります。

3.必要な提出書類について

① 基本的な提出書類について

保育所等の利用申込みには、次の書類が必要です。家庭状況によって必要書類が異なります。
申込書類は、小田原市ホームページからもダウンロードが可能です。

1. 保育所等利用申込書
太枠の中を記入漏れのないように記入してください。また、手引きの P2「保育所等申込み・利用にかかる確認書」の内容を確認したうえで、署名欄に署名してください。
2. 利用児童・世帯状況調査票
お子様の病気履歴や生活状況、アレルギー等について事前に調査させていただき、保育所等に共有します。不安な点がある場合は、必ずご記入ください。 ※出産前に入所申込みをする場合は、出産後 2 か月以内にご提出ください。
3. 「保育を必要とする事由」を証明する書類
保育を必要とする事由に応じて、保護者の状況を証明する書類をご提出ください。申込期限までに提出書類が未提出の場合、選考において不利になることがあります。 ※ひとり親世帯以外の場合は、両親ともに書類が必要です。 (離婚を前提とした別居により住民票が別の場合は、児童と同居する保護者の要件確認書類のみが必要です。)

② 保育を必要とする事由と要件確認書類について

保護者の方が以下の保育を必要とする事由に該当し、保育ができない状態にある場合に限り、保育所等を利用することができます。事由が発生している期間のみ保育所等の利用が可能であり、事由ごとの利用期間が切れた場合は、他の事由が新たに発生しない限り、保育所等を利用することができませんので、年度の途中であっても退所していただきます。申込みにあたって必要な提出書類は事由ごとに異なりますので、詳しくは、P10～11「要件確認書類について」をご確認ください。

保育要件	条 件	利用期間
1. 就労	就労（内定含む）している場合（一か月 15 日以上かつ 60 時間以上の就労が最低基準）	就労している期間（兄弟姉妹で申込み中にいずれかが利用決定でも就労開始が必須）
2. 出産	妊娠中や出産後間もない場合（産後、育児休業を取得する場合も継続して保育所等の利用可）	出産（予定）日を基準として産前産後 8 週の属する月の期間
3. 疾病やけが	病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合	医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間や障がいによる手帳等の有効期間
4. 病人の看護等	親族の方を常に看護及び介護することが必要であり、保育ができない場合	看護等を必要とされる対象者の医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間
5. 就学	一か月 60 時間以上の就学をしている場合（職業訓練校含む）	就学している期間
6. 求職活動	求職活動をしている場合	入所開始月から 3 か月間（保育短時間のみ）
7. 災害やその他	地震、火災などの災害復旧にあたっている場合やその他の状況に応じて判断	

要件確認書類について

保育を必要とする事由	提出が必要な書類	注 意 事 項
1. 就労	【自営業または事業主が親族ではない場合】 ◆ 就労証明書（令和 9 年度様式）	☐ 就労証明書は、指定様式以外の様式（旧様式含む）は原則受け付けできません。 ☐ 就労証明書は、訂正がある場合も含め、必ず事業主（担当者）に記入をしてもらってください。訂正印等は不要です。 ☐ 就労証明書の不備や、業態を証明する書類・継続性を証明する書類が未提出の場合は、書類不備扱いです。 ☐ 「1 か月の就労日数が15日以上かつ就労時間が60時間以上」を満たしていない場合、就労の事由としての認定ができません。
	【自営業または事業主が親族の場合】 ◆ 就労証明書（令和 9 年度様式） ＋ ◆ 業態を証明する書類（※） ＋ ◆ 継続性を証明する書類（※）	
	※業態・継続性を証明する書類について ◆ 業態を証明する書類 開業届・営業許可証・法人設立届・登記 等 ◆ 継続性を証明する書類 ≪保護者自身が個人事業主、経営者の場合≫ 直近の確定申告書、青色申告決算書、納品書・請求書・領収書（自身が作成したものは不可） 等 ≪保護者から見た3親等以内の親族が経営する事業所で働いている場合≫ 直近の源泉徴収票、給与明細書（3か月分）、給与振込口座の通帳（名義と振込ページ） 等	
	・ ・ ・ ・ ・ 育児休業から復職する場合 ・ ・ ・ ・ ・ 入所月の翌月14日まで（休日にあたる場合は前営業日まで）に必ず復職してください。 ●育児休業期間中に復職を早めて利用を希望する場合、就労証明書にその旨の記入が必要です。 ●育児休業期間が延長できる場合、職場の就業規則で定められた取得可能な育児休業の最長期間をご記入ください。 ●育児休業から復職することを前提として保育所等に入所した場合、復職後2週間以内に「復職済みの記載がある就労証明書」または「本市指定様式の復職証明書」をご提出ください（証明日は復職日以降に限る）。未提出の場合は、入所月の翌々月末で退所となります。 ●復職証明は育児休業を取得していた職場のものに限ります。（転職等不可） ・ ・ ・ ・ ・ 就労先が内定の状態（※）で申込みする場合 ・ ・ ・ ・ ・ 入所月の翌月14日まで（休日にあたる場合は前営業日まで）に必ず就労を開始してください。 （※）申込み時点で「就労を開始していない」または「1 か月 15 日以上かつ 60 時間以上を満たしておらず、保育所等入所後に満たす予定」のことを指します。 ●就労開始後2週間以内に「実際の就労開始日と実績の記入された就労証明書」の提出が必要です。書類の提出がない場合は、入所月の翌々月末で退所となります。 ●就労証明は申込み時に内定していた職場のものに限ります。（転職等不可）	
2. 出産	◆ 母子手帳の写し （保護者氏名と出産予定日（分娩予定日）が記入されたページの写し）	☐ 期間は産前産後8週の属する月の期間です。 ☐ 出産の事由期間後も申込みを続ける場合は他の事由が確認できる書類の提出が必要です。 ☐ 出産事由で入所し、育児休業を取得する場合、育児休業期間が記載された就労証明書の提出が必要です。

保育を必要とする事由	提出が必要な書類	注 意 事 項
3. 疾病やけが	◆ 診断書 - または ◆ 障がいによる手帳等	□ 診断書には、「<u>〇〇の疾病のため、家庭の保育が困難である</u>」旨の記載と、「<u>治療期間</u>」の記載が必要です。 □ 対象者が障がいによる手帳等をお持ちの場合、診断書の提出は不要です。
4. 病人の看護等	(看護等を必要とする方についての) ◆ 診断書 + ◆ 看護等計画書	□ 診断書には、「<u>看護等が必要である</u>」旨の記載と、「<u>治療期間</u>」記入が必要です。 □ <u>対象者が障がいによる手帳等をお持ちの場合でも診断書の提出は必須です。</u>
5. 就学	◆ 在学証明証や学生証 + ◆ 就学時間の分かる書類	□ <u>1か月合計就学時間が60時間以上を満たしていない場合、就学の事由としての認定ができません。</u> □ 在学証明証は、各学校の様式で提出してください。 □ シラバスや時間割などの就学時間の分かる書類を提出してください。 □ オンライン学習等により就学時間のわかる書類が提出できない場合は、<u>授業内容が分かる書類(カリキュラム等)と就学スケジュール表(小田原市様式)をご提出ください。</u>
6. 求職活動	なし	□ 就労を開始した場合、就労証明書を提出してください。就労証明書の発行に時間がかかる場合があるため、就労先決定次第、速やかに就労先へ就労証明書の発行を依頼してください。 □ 求職活動を事由に利用できる保育時間は保育短時間のみのため、就労の開始等により保育時間を保育標準時間に変更する場合には、別途届出が必要です。 ※就労開始日が14日までの場合、就労開始月から就労要件に変更可能です。15日以降の場合は就労要件(一か月15日以上かつ60時間)を満たさないため、就労要件への変更はできませんので、求職要件の短時間保育となります。
7. 災害やその他	◆ 災害証明書 等	保育を必要とする事由の状況に応じて判断しますので、該当する場合は、保育課までお問い合わせください。

③ 市外に住民票がある（あった）方について

令和8年1月2日以降に小田原市へ転入してきた方や、単身赴任等により小田原市外に住民票がある方は、マイナンバーの提供が必要です。また、この方が住民税未申告の場合は、マイナンバーをご提供いただいても、保育料の算定等ができないため、必ず住民票のある（あった）居住地で税の申告を行ってください。

※保育所等利用申込書を郵送の場合は、後日マイナンバー確認書類を提出してください。

※外国にいた方は、住民税が確認できないため、マイナンバーをご提供いただいた方でも、収入のわかる書類の提出が必要です。以下の書類をご提出ください。

令和8年1月1日時点で外国にいた方：令和7年1月～12月の1年間の収入の分かる書類

令和9年1月1日時点で外国にいた方：令和8年1月～12月の1年間の収入の分かる書類

④ 個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認について

●個人番号（マイナンバー）の記入

申込書の1ページ目にある以下の項目にそれぞれ個人番号（マイナンバー）の記入欄がありますので、申込者（すべての保護者）と申込児童の個人番号を記入してください。

●申込書窓口提出時の本人確認（番号確認・身分確認）

個人番号（マイナンバー）を記載した申込書を提出する場合、なりすましなどを防止するため、個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。次の書類等を窓口で提示してください。

➤ 番号確認書類（次のうちの1つ/コピー・写真不可）

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）

➤ 身元確認書類

顔写真付きの公的証明書（次のうち1つ/コピー・写真不可）

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 等

顔写真なしの公的証明書（次のうち2つ/コピー・写真不可）

- ・介護保険被保険者証、私立学校教職員共済の加入者証、国民年金手帳
- ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

※ 個人番号カード（マイナンバーカード）のみの提示で、番号確認と身元確認が可能です。

※ 身元確認書類は必ず原本をお持ちください。

※ 窓口に来られる方が代理人（申込者とは別の方）の場合は、別途「委任状」の提出が必要となります。（「委任状」の様式指定は特にございません。）

4.入所申込提出書類チェックリスト

●必ず全員が提出する書類

チェック	提出書類			注意点
☐	保育所等利用申込書			申込児童 1 人につき 1 部をご提出ください。 保護者と申込児童の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。
☐	利用児童・世帯状況調査票			内定した保育所等に情報提供し、子どもの受け入れの準備をします。正確にご記入ください。
☐	保育を必要とする事由を証明する書類			ひとり親世帯以外の場合、 両親ともに必要 です。 以下のうち該当する事由ごとに書類をご提出ください。
	父	母	保護者の事由	保育の必要性を証明する書類
	☐	☐	就労	就労証明書 ※自営業または事業主が親族の場合： 業態を証明する書類 および 継続性を証明する書類 も併せて提出
	☐	☐	妊娠・出産	母子手帳の写し（保護者の氏名と出産予定日が記載されたページ）
	☐	☐	疾病・けが	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 <u>又は</u> 診断書等
	☐	☐	病人の介護等	介護を受ける方の診断書 <u>および</u> 看護等計画書
	☐	☐	就学	在学証明書 および 時間割等
	☐	☐	求職活動	不要

●該当がある場合のみ提出する書類

チェック	保護者の状況	提出書類	注意点
☐	昨年の1月2日以降に小田原市に転入した	以前住んでいた市区町村の住民税課税（非課税）証明書	住民税申告済みで、個人番号（マイナンバー）を提出する方は不要です。
☐	認可外保育施設等を利用している	在園証明書	申込児童、兄弟姉妹ともにご提出ください。 選考指数、保育料に影響する場合があります。 幼稚園の場合は提出不要です。
☐	市外在住で転入予定	転入に関する同意書	転入予定日以降、小田原市民として判定します。
☐	市外在住で転入予定がない	保育所等申込み・利用にかかる確認書	市外在住の方も小田原市の保育所等申込み・利用について確認の上、お申込みいただきます。
☐	妊娠している子の利用申込み	母子手帳の写し（保護者の氏名と出産予定日が記載されたページ）	利用希望月に保育園が受け入れできる月齢に達する見込みか確認します。妊娠している子の申込みは、妊娠・出産事由ではできません。別の事由が必要です。
☐	同居者に障がい者がいる	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など	保育料が軽減される場合があります。
☐	祖父母と2世帯住宅に住んでいる	2世帯住宅図面の写し（手書き不可）	祖父母と生計を別に行っていることを確認します。 住民税非課税で収入が一定以下の場合でも、保育料の算定に祖父母を入れません。
☐	祖父母と同じ敷地で別々の建物に住んでいる	敷地内建物図（手書き不可（地図等を提出））	祖父母と生計を別に行っていることを確認します。 住民税非課税で収入が一定以下の場合でも、保育料の算定に祖父母を入れません。
☐	保護者以外の方が申込みに来る	委任状	保護者以外が個人番号（マイナンバー）を提供する際に必要となります。

●提出書類と一緒に持っていく書類

チェック	持っていく書類	注意点
☐	申込みに来る方の身元確認書類	次の書類のうちいずれかをご持参ください。（コピー・写真不可） ①顔写真付き（1つ必要） 運転免許証、パスポート、個人番号カード等 ②顔写真なし（2つ必要） 各種健康保険証、手当証書、年金手帳等
☐	個人番号（マイナンバー）確認書類	次の書類のうちいずれかをご持参ください。（コピー・写真不可） ①個人番号カード（マイナンバーカード） ②個人番号（マイナンバー）が記載された住民票

5.申込み後の選考と結果について

①利用の選考

保育所等利用申込者の「保育を必要とする事由」を指数化し、その指数の高い方から順に希望の保育所等の受入れできる児童数を基に、利用する保育所等を公平に選考判定します。

※保育所等利用判定基準表は、小田原市ホームページの保育所等利用申込みに関するページに掲載します。令和9年度は、令和8年10月13日にホームページにて公開予定です。（毎年度見直しをおこなっているため、年度ごとに掲載）

②選考の結果・通知

保育所等の受入枠が確保できた児童に対して「内定通知」を、できなかった児童には「不可通知」及び「不承諾通知」を選考結果として郵送にて通知します。それぞれ以下の対応をしてください。

《内定の方》

速やかに内定先保育所等に連絡していただき、面談を行ってください。

《不可の方》

4月の2次選考結果を除いて、申込みの取り下げがない限り、次回も選考の対象となります。申込みを取り下げる場合は、別途「保育所入所申込取り下げ書」をご提出ください。

※4月の2次選考結果が「不可」の場合は、その後の申込み継続にあたり調査を行います。（P7「①申込みにあたっての注意事項」参照）

【書類選考結果通知の発送予定】

- ・令和9年4月利用 1次判定・・・・・・令和8年12月上旬頃
- ・令和9年4月利用 2次判定・・・・・・令和9年1月下旬頃
- ・令和9年4月利用 3次判定・・・・・・令和9年3月上旬頃
- ・令和9年5月～令和10年3月利用分・・利用希望月の前月20日頃

③利用の決定

保育所等との面談の結果、集団保育への参加に問題がないと確認できた場合、正式に保育所等の利用が決定します。保育所等の利用が決定した方については、小田原市から「保育の実施決定通知書」を郵送にてお送りします。民間の認定こども園（保育部）、小規模保育事業の利用が決定した方については、施設との直接契約となります。市から決定通知の発送は行わないため、詳細は園との面接時にご確認ください。（公立の認定こども園（保育部）は市から決定通知を発送します。）

【決定通知の発送予定（民間認定こども園（保育部）、小規模保育事業を除く）】

- ・令和9年4月利用 1次判定・・・・・・令和9年1月下旬頃
- ・令和9年4月利用 2次判定・・・・・・令和9年2月下旬頃
- ・令和9年4月利用 3次判定・・・・・・令和9年3月下旬頃
- ・令和9年5月～令和10年3月利用分・・利用希望月の前月末

【毎月の選考結果にかかる集計表の公表について】

毎月の保育所等の選考結果については、集計表を作成し市役所本庁舎5階保育課窓口に掲示しているほか、小田原市ホームページにおいても公表しております。

6. 市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて

●小田原市にお住まいの方が、小田原市外の保育所等の利用を希望する場合

①入所月の前月末までに、小田原市外へ転出する予定がある場合

提出先	必要書類	申込み締切り
転出先の自治体	申込方法を含め、転出先の自治体へお問い合わせください。	

- ・必ず事前に転出先の自治体に、上記方法で問題ないかを確認してください。
- ・転出先の自治体に転入することが分かる書類が提出できない等の理由で、転出先自治体へ直接申込みができない場合は、②の取扱いとなります。
- ・選考結果は転出先の自治体から通知します。

②入所月の前月末までに、小田原市外へ転出する予定がない場合

提出先	必要書類	申込み締切り
小田原市	・申込みに必要な書類（P9～12） ・希望先自治体が求める書類	希望先自治体の締切り 10 日前

- ・選考結果は小田原市から通知します。

●小田原市外にお住まいの方が、小田原市内の保育所等の利用を希望する場合

①入所月の前月末までに、小田原市に転入する予定がある場合

提出先	必要書類	申込み締切り
小田原市	・申込みに必要な書類（P9～12） ・転入に関する同意書	P1 の申込受付期間

- ・必ず事前に現在お住まいの自治体に、上記方法で問題ないかを確認してください。
- ・入所が決定後、入所月の前月末までに小田原市に転入をしていない場合、内定が取り消しとなります。
- ・市内在住者と同様の取り扱いとなり、4 月申込みは 1 次募集からの申込みが可能です。
- ・選考結果は小田原市から通知します。

②利用開始月の前月末までに、小田原市に転入する予定がない場合

4 月申込みの場合、1 次・3 次募集は申込みができず、2 次募集のみ申込みが可能です。ただし、保護者のいずれかが小田原市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育施設で勤務される場合は、1 次募集からの申込みが可能です。

提出先	必要書類	申込み締切り
現在お住まいの自治体	・現在お住まいの自治体で使用する申込書一式 ・保育所等申込み・利用にかかる確認書	P1 の申込受付期間の 10 日前（目安）※

※申込み締切りについては、必ず現在お住まいの自治体にご確認ください。

- ・選考結果はお住まいの自治体から通知します。

7.申込み後の変更事項について

申込み後の変更事項については、速やかに届け出てください。

各月の申込みについては、以下の期限までに提出されたものが、利用選考に反映します。

- ・令和9年4月1次選考：令和8年10月30日（金）提出分まで
- ・令和9年4月2次選考：令和8年12月25日（金）提出分まで
- ・令和9年4月3次選考：令和9年2月26日（金）提出分まで
- ・令和9年5月～令和10年3月：利用希望月の前月の10日（休みの場合は前開庁日）まで

変更する内容によって提出する書類等が異なりますのでご注意ください。

主な変更内容	提出書類
利用希望保育所等の追加・削除・順番変更 兄弟姉妹の利用優先順位の変更	希望保育所等変更確認票
住所・氏名・世帯構成・電話番号・家庭状況（結婚・離婚等）・児童の待機場所（一時保育の60時間以上開始等）・保育を必要とする事由	届出事項変更届出書 ※変更内容によっては、証明書類など別途書類提出が必要
求職中から就労先が決定（内定）	就労証明書 ※保育時間の変更も行う場合は「届出事項変更届出書」も提出
転職	新しい就労先の就労証明書
育休期間の変更	変更後の期間が記載された就労証明書 ※申込み中に復職を早めて利用を希望する場合、その旨も記載 ※職場の就業規則で定められた取得可能な育児休業の最長期間が記載された就労証明書を提出済みの場合は再提出不要
退職	届出事項変更届出書 ※保育課へのご連絡をお願いします。
妊娠が分かったとき	母子手帳の写し ※保護者の氏名と出産予定日が記載されたページ ※予定日の前後8週の属する月の期間を出産事由に変更
認可外保育施設を月極めで利用している	在園証明書（施設が記入） ※修了予定日（利用終了日）が記載されていること
申込みを取り下げる	保育所入所申込取り下げ書

8. よくある質問

Q1. 昨年見学に行った施設も見学に行く必要がありますか？

A：それぞれの園では毎年度保育内容を見直し、より良い保育を目指しているため、前年と状況が変わっていることもあります。原則、毎年見学に行ってください。（見学の必要性については、P5「②見学について」参照）

Q2. 申込書の提出は市内各タウンセンターの住民窓口などでもできますか？

A：提出はできません。直接保育課窓口へ提出いただくか、郵送となります。なお、郵送される場合は、必着となりますので提出期限にご注意ください。また、郵送事故等は補償できませんので、配達記録の残る方法をお願いします。（受付期間については表紙（P1）参照）

Q3. 保育要件を確認する書類が未提出または不備の場合は選考の対象外ですか？

A：選考の対象です。ただし、書類が未提出や不備の場合、選考指数が減点されますので、予めご了承ください。（必要な提出書類については、P9～12「3.必要な提出書類について」参照）

Q4. 就労証明書は以前に提出したものや前もって準備したものを利用することは可能ですか？

A：就労証明書の有効期限は、証明日から3か月以内です。これを過ぎた場合は無効となります。また、新年度の申込みの場合、様式に変更が生じる場合があるため、原則として年度ごとに決められた様式による就労証明書の提出が必要です。（旧様式による提出は無効となり、不備と同等の扱いになります。）

Q5. 市外在住で小田原市への転入予定はありませんが、小田原市の保育所等を申込みことは可能ですか？

A：可能です（4月1次・3次募集は除く）。申込みについては、お住いの自治体窓口で行うため、期限や提出書類等に注意して余裕を持ってお申込みください。なお、小田原市民を優先するという観点から、市外在住の方のお申込みは指数に減点がつきます。（P15「6.市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて」参照）

Q6. 現在保育園に通っていますが、別の園に申込みすることは可能ですか？

A：転園の申込みが可能です。その場合、まだ保育園の決まっていない方の申込みに比べ、指数が低くなりますのでご承知おきください。ただし、転職や引っ越し、兄弟姉妹で同じ保育園を希望する場合などについては、通常の転園に比べ、指数が高くなる場合があります。転園先に内定が決まった場合、入所の有無に関わらず今通っている保育園は退所となります。（P8「②転園の申込みについて」参照）

Q7. 保育園の空き状況を教えてもらえますか？

A：小田原市では、令和9年4月3次募集を除き、申込受付締切り後、選考判定の直前となる日まで各保育所等の受入児童数が分からないため、空き状況をお伝えすることはできません。前月の入所結果集計表（市のホームページにも掲載）などを参考にしてください。

Q8. 育児休業からの復帰が条件で入所決定した場合、いつまでに復帰すれば良いですか？

A：入所月の翌月14日までの復帰が必須です。また、復職後2週間以内に「復職済みの記載がある就労証明書」または「本市指定様式の復職証明書」の提出が必要となります。復職証明書の提出がない場合、入所月の翌々月末で退所となりますのでご注意ください。

なお、兄弟姉妹の申込みで一方のみが入所決定した場合でも職場復帰しなければなりません。

Q9. 選考結果はいつどのように届きますか？

A：4月1次選考結果は12月上旬頃、4月2次選考結果は1月下旬頃、4月3次選考結果は3月上旬頃を予定しています。また、5月～翌年3月の各月の選考結果は、入所月の前月20日頃に保育課より結果通知を通知します。（詳しくはP14「②選考の結果・通知」参照）

9. 保育所等の入所後について

① お子様が保育所等に慣れるまでの短縮保育（ならし保育）について

利用開始直後は、お子様のストレスを少なくするため、保育所等に慣れるまで短い時間の保育（ならし保育）を行い、徐々に通常の保育時間にしていきます。このため、就労等で利用される方は、保育時間にご注意ください。なお、ならし保育の期間は、お子様の状況や保育所等によって異なるため、事前に施設と相談してください。

② 家庭状況等の変更に伴う届出について

利用中に、次に示すような家庭状況に変更があった場合は、速やかに保育課及び在園している施設に変更事項を届け出るようにしてください。

主 な 家 庭 状 況 の 変 更 理 由	提 出 書 類 (保育課または在園している施設に提出)
住所、氏名、電話番号等に変更があった場合	届出事項変更届出書
結婚、離婚等の家庭状況に変更があった場合	
保護者が就労先を辞め、「求職中」となった場合	
妊娠が分かった場合（※1）	母子手帳の写し
保護者が転職した場合	新しい勤務先（転職先）の就労証明書
保育時間（短時間⇄標準時間）の変更が必要な場合 （求職中に就労先が決定した場合（※2）や育児休業中に下の子の入所が決定し、職場復帰する場合など）	届出事項変更届出書 ※就労先の決定時や勤務時間帯の変更が生じる場合は、あわせて「就労証明書」が必要です。
退所する場合	保育の実施解除申請書

※1…母子手帳の写し（保護者の氏名が記入されているページと出産予定日が記入されているページ）をご提出ください。出産予定日の前後8週間の属する月の期間を妊娠・出産事由に変更します。その後育児休業を取得する場合には、育児休業期間の記載された就労証明書を提出してください。育児休業中の保育時間は、保育短時間です。また、出産事由中に父親が育児休業を取得する場合も保育短時間となります。

※2…就労決定（内定）先の就労証明書を提出してください。また、保育時間の変更を希望する場合には、別途「届出事項変更届出書」を提出していただく必要があります。

なお、就労開始日が14日までの場合、就労開始月から就労要件に変更可能ですが、15日以降の場合は就労要件を満たさないため、就労要件への変更はできませんので、求職要件の短時間保育となります。

③ 長期欠席について

原則として、家庭の事情等により1か月間一度も登園できない場合は、退所していただきます。

ただし、本市指定様式の休園届を保育課または在籍する保育所等に提出していただくことにより、2か月間に一度の登園でも、引き続き保育所等の利用が可能です。なお、休園の間も保育料等は全額お支払いいただきます。

④ 退所・市外への転出について

家庭の事情や市外への転出等により保育所等を退所する場合は、退所する月の10日頃までに「**保育の実施解除申請書**」に必要事項を記入の上、保育課または在園施設へ提出してください。「保育の実施解除申請書」の提出が遅れると、翌月の保育料等を支払っていただくこととなります。

なお、市外へ転出し、引き続き同じ保育所等を利用したい場合は、転出先の市町村で手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

⑤ 翌年度の継続利用申込みについて

翌年度の保育所等の継続利用を希望する方には、例年12月頃に、入所保育所等を通じて継続利用申込書を提出していただきます。その際に、保育を必要とする事由が確認できる書類もあわせて提出していただきます。

10. その他の保育サービスについて

サービス名	内容
一時保育事業	通常の保育所等の利用とは別に、保護者の方が、「就労」「通院」「冠婚葬祭」などの理由で、お子様を一時的に預けることができるサービスを行っている施設があります。施設に直接申込み、受入可能であれば利用できるサービスです。利用を希望する方は、各施設へ直接お問い合わせください。なお、利用にあたっては各施設で定めた利用料金がかかります。 《小田原市ウェブサイト》 https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/edu-ch/kosodate/nursery/other/p31835.html 
認可外保育施設	小田原市内にある認可外保育施設で、一般の方の利用が可能な施設として次の施設があります。申込方法、保育料金、保育可能年齢、保育時間などは各施設に直接お問い合わせください 《小田原市ウェブサイト》 https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/edu-ch/kosodate/nursery/other/a-childcareplace.html 
病児・病後児保育施設	病気中や病気回復期で集団保育が困難なお子様を、専用の保育室で看護師等がお預かりすることにより、お子様にとって無理のない環境で保育するサービスを行っている施設があります。利用には市または施設への事前登録が必要です。 《小田原市ウェブサイト》 https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/edu-ch/kosodate/nursery/nursery/sick_child/byougojihoiku.html 

11. 幼児教育・保育の無償化について

幼稚園や保育所等の基本保育料や預かり保育の利用料が無償となるほか、保育の必要性のある方については、認可外保育施設等の利用料も無償となる場合があります。なお、無償化されるためには、新たに「子育てのための施設等利用給付認定」を取得する必要がありますので希望者は保育課にご連絡ください。

① 認可外保育施設等の無償化について

対象者（※1）	給付（無償化）上限額
保育の必要性があり、住民税非課税世帯の0～2歳児（※2）	45,700円まで
保育の必要性がある3～5歳児	40,300円まで

※1 保育所等、企業主導型保育施設に通所していない児童であること。

※2 4月～8月分までは前年度の住民税、9月～3月分は当年度の住民税で判断

② 幼稚園・認定こども園（幼稚部）の無償化について

● 幼児教育（基本教育課程）の月額利用料の無償化

対象者	幼稚園・認定こども園（幼稚部）を利用する満3歳以上すべてのお子様
利用料	◆新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚部）：0円 ◆私学助成幼稚園：月額28,000円まで給付 ※入園料、実費（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化対象外です。
条 件	なし

● 預かり保育の利用料の無償化

対象者	◆幼稚園・認定こども園（幼稚部）を利用する非課税世帯（※）の満3歳児 ◆幼稚園・認定こども園（幼稚部）を利用するすべての3歳～5歳児 ※4月～8月分までは前年度の住民税、9月～3月分は当年度の住民税で判断
利用料 (上限)	満3歳児：17,700円 3歳～5歳児：12,300円
条 件	保育を必要とする事由のいずれかに保護者が該当していること。

※幼稚園・認定こども園（幼稚部）の申込書は施設にて配布しており、原則、施設を経由しての申込みです。

対象施設については、小田原市役所ホームページをご確認ください。

https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/edu-ch/kosodate/nursery/child_education_free/p27851.html



●生計を一にする子ども

就学・療養などの理由により別居しているが、生活費学資金・療養費などの送金が行われているなどの「生計を一にする子」がいる場合には、世帯の市民税額にに応じて、保育料の軽減が適用される場合があります。軽減にあたり届出が必要となりますので、保育課へお問い合わせください。

●在宅障がい児（者）のいる世帯の場合

在宅障がい児（者）のいる世帯（次の者がいる世帯）については、世帯の市民税額所得割額に応じて、保育料が軽減となる場合があります。軽減にあたり手帳等の写しの提出が必要になりますので、申込みの際に添付してください。

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者

●祖父母と同居している世帯の場合

対象年(度)の父母の収入に対して賦課される市民税が非課税の世帯については、国からの指導により、生活保護費に準じた本市独自の基準を設け、基準未満の収入の世帯について、同居の祖父母がいる場合は、祖父母分の税額による保育料算定を行います。

② 保育料の納付先・納付方法

●納付先について

利用する施設によって、支払先が次のように異なります。

居住地	利用施設	支払先
小田原市在住者	小田原市内の認可保育所（公立・民間）	小田原市
	小田原市内の認定こども園（公立）	
	小田原市外の認可保育所（民間）	
	小田原市外の認可保育所（公立）	保育所のある市区町村
	小田原市内・市外の認定こども園（民間）	利用施設に直接
	小田原市内・市外の小規模保育事業（民間）	
小田原市外在住者	小田原市内の認可保育所（民間）	お住まいの市区町村
	小田原市内の認可保育所（公立）	小田原市
	小田原市内の認定こども園（公立）	
	小田原市内の小規模保育事業（民間）	利用施設に直接
	小田原市内の認定こども園（民間）	

●納付方法について

小田原市にお住まいで、支払先が小田原市の場合は、原則、毎月末の口座振替でのお支払いです。市内の各金融機関または、小田原市保育課で配布している「小田原市納付金口座振替依頼書兼変更・解約届」に必要事項をご記入の上、金融機関で登録手続きをしてください。小田原市ホームページからもダウンロードできますが、この場合は保育課にご提出ください。

※登録は保育所等を利用する児童ごとに必要です。

※口座振替のお申込みをいただいてから、開始までに約 40～60 日程度かかります。

口座振替の手続が完了していない方や、ご都合により口座振替の手続きができない方については、毎月 15 日以降に郵送にてお送りする納入通知書兼領収証書でお支払いください。

利用可能 金融機関	横浜銀行 スルガ銀行 りそな銀行（※） 静岡銀行 静岡中央銀行 さがみ信用金庫 中南信用金庫 中央労働金庫 小田原第一信用組合 かながわ西湘農業協同組合 ゆうちょ銀行（郵便局を含む） みずほ銀行（※） 三井住友銀行（※） （※）口座振替のみ
利用できるスマートフォン 決済アプリ	・PayPay スマートフォン決済でお支払いいただく場合、手数料はかかりませんが、通信料は自己負担です。

③ 市民税額の見方

保護者の方の市民税の所得割額※を合算した額で保育料の階層が決定します。（P24～25 階層表参照）

※保育料の算定においては、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除（ふるさと納税など）等の税額控除を適用しないため、実際の市民税の納付額とは異なる場合があります。

(1) 主に給与所得者の方の例【給与から住民税を引かれている（特別徴収の方）】

例年6月頃に勤務先から配布される「令和〇年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の市民税額欄をご確認ください。（通知書の様式は市区町村によって異なる場合があります。）

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)															①																
所得	給与収入	主たる給与 以外の合算 所得区分													課税標準	税所得⑤		市民税	税額控除額⑥		市	税額控除額⑦									
	給与所得(所得金額)①																							山林所得	分譲短期譲渡	分譲長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	雑所得⑧	所得割額⑨
所得控除	雑損	障・寡・孤・勤 配偶者													課税標準	税所得⑤		県民税	税額控除額⑥		市	税額控除額⑦									
	医療費																							社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	所得控除合計②	森林環境税額⑪	特別徴収税額⑫	控除不足額⑬
(摘要)		調整控除(市): 〇〇円 ②															調整控除(県): 〇〇円														
住借控除(市): 〇〇円		住借控除(県): 〇〇円																													
寄付金控除(市): 〇〇円		寄付金控除(県): 〇〇円																													

保育料算定の基準となる所得割額 = ①税額控除前所得割額 - ②調整控除（市）

(2) 主に事業をなさっている方の例【口座振込や納付書等で住民税を納付している（普通徴収）の方】

例年6月頃に市から送付される「〇年度 市民税・県民税・森林環境税課税計算明細書」の市民税額の欄をご確認ください。（通知書の様式は市区町村によって異なる場合があります。）

(单位: 元)[illegible]

保育料算定の基準となる所得割額 = ①税額控除前所得割 - ②調整控除

※調整控除の記載がない場合は、①税額控除前所得割の額が保育料算定の基準となります。

※（１）（２）の両方の通知をもらっている方は、（２）をご覧ください。

※所得割の調整措置の適用がある場合や年度の途中で税額が変更になった場合など、上記の計算式で計算される所得割額と実際に保育料の算定基準となる所得割額に差異が生じる場合がありますので、目安としてお考え下さい。

3号認定月額利用者負担（ひとり親等以外の世帯）

階層区分			3号認定利用者負担（3歳未満）	
			保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円
C1		均等割の額のみ	9,300円 （4,600）	9,100円 （4,500）
C2	A階層を除き市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	11,400円 （5,700）	11,200円 （5,600）
C3		10,000円以上 48,600円未満	13,000円 （6,500）	12,800円 （6,400）
C4		48,600円以上 57,300円未満	16,000円 （8,000）	15,700円 （7,800）
C5		57,300円以上 67,500円未満	18,500円 （9,200）	18,200円 （9,100）
C6		67,500円以上 77,700円未満	21,500円 （10,700）	21,100円 （10,500）
C7		77,700円以上 87,900円未満	25,500円 （12,700）	25,100円 （12,500）
C8		87,900円以上 97,000円未満	29,500円 （14,700）	29,000円 （14,500）
C9		97,000円以上 123,300円未満	32,500円 （16,200）	31,900円 （15,900）
C10		123,300円以上 148,500円未満	36,000円 （18,000）	35,400円 （17,700）
C11		148,500円以上 169,000円未満	40,000円 （20,000）	39,300円 （19,600）
C12		169,000円以上 224,400円未満	44,000円 （22,000）	43,300円 （21,600）
C13		224,400円以上 266,200円未満	48,000円 （24,000）	47,200円 （23,600）
C14		266,200円以上 301,000円未満	52,000円 （26,000）	51,100円 （25,500）
C15		301,000円以上 349,000円未満	56,000円 （28,000）	55,000円 （27,500）
C16		349,000円以上 397,000円未満	60,000円 （30,000）	59,000円 （29,500）
C17		397,000円以上	64,000円 （32,000）	62,900円 （31,400）

【C1～C5階層（所得割が57,700円未満の世帯に限る。）】

保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、2人目は半額（カッコ内の金額）、3人目以降は0円

【C5～C17階層（所得割が57,700円以上の世帯）】

同一世帯に、「対象施設（※1）」に入所または支援を受けている就学前児童がいる場合は、その子のうち年齢の高い児童から1人目は左の金額、2人目は半額（カッコ内の金額）、3人目以降は0円

※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

※1 【対象施設】

- ・認可保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業 ・特別支援学校幼稚部
- ・児童心理治療施設 ・児童発達支援センター ・企業主導型保育事業

3号認定月額利用者負担（ひとり親等に該当する世帯）

階層区分			3号認定利用者負担（3歳未満）	
			保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円
C1		均等割の額のみ	4,600円	4,500円
C2		10,000円未満	5,700円	5,600円
C3		10,000円以上 48,600円未満	6,500円	6,400円
C4		48,600円以上 57,300円未満	8,000円	7,800円
C5		57,300円以上 67,500円未満	9,000円	9,000円
C6	A階層を除き市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	67,500円以上 77,101円未満まで	9,000円	9,000円
C6～ C17		77,101円以上	ひとり親等以外の世帯の C6～C17階層と同様に算定	

【C1～C6階層（所得割が77,101円未満の世帯に限る。）】保護者と生計を一緒にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、2人目以降は0円

※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

※ この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

＜ひとり親等世帯とは次の世帯です。＞

- ・ひとり親世帯
- ・次の在宅障がい者（児）のいる世帯（保育料の算定にあたり手帳等の写しの提出が必要となります。）
 - 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児童
 - 国民年金の障害基礎年金等の受給者

13.小田原市内保育所等一覧

令和8年（2026年）8月1日時点 ※掲載事項に変更が生じる場合があります。											
区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間	標準時間	保育年齢	延長	一時	前後児	電話番号
					（土曜保育）	（短時間）					
公立保育所	小田原市	下曽我保育園	250-0206 曽我原347	100	7:30 ～ 19:00 (16:00まで)	7:30 ～ 18:30 (8:30 ～ 16:30)	4か月～	○			42-0951
	小田原市	曽我保育園	250-0208 下大井104	45	7:30 ～ 19:00 (16:00まで)	7:30 ～ 18:30 (8:30 ～ 16:30)	4か月～	○			42-2852
	小田原市	豊川保育園	250-0862 成田654-5	65	7:30 ～ 19:00 (16:00まで)	7:30 ～ 18:30 (8:30 ～ 16:30)	1歳児～	○			36-4754
	小田原市	早川保育園	250-0021 早川2-3-13	120	7:30 ～ 19:00 (16:00まで)	7:30 ～ 18:30 (8:30 ～ 16:30)	4か月～	○			22-2710
	小田原市	桜井保育園	250-0851 曾比2153-2	130	7:30 ～ 19:00 (16:00まで)	7:30 ～ 18:30 (8:30 ～ 16:30)	4か月～	○			36-0710
公・私 連携型 保育所	社会福祉法人	上府中保育園	250-0215 千代694-1	90	7:00 ～ 19:00 (16:00まで)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	産休明け～	○			42-1642
民間 保育所	社会福祉法人	小田原愛児園	250-0004 浜町1-3-8	240	7:00 ～ 19:00 (17:00まで)	7:00 ～ 18:00 (9:00 ～ 17:00)	2歳児～	○	○	○	22-3523
	社会福祉法人	小田原乳児園	250-0004 浜町1-2-15	70	7:30 ～ 18:30 (17:00まで)	7:30 ～ 18:30 (9:00 ～ 17:00)	産休明け～1歳児		○		22-3736
	社会福祉法人	クレヨンの森保育園	250-0034 板橋544	55	7:00 ～ 18:00 (8:30～16:00)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	3か月～	※1			24-1352
	一般財団法人	足柄保育園	250-0001 扇町2-17-2	70	7:00 ～ 19:00 (8:30～16:30)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	産休明け～	○			34-2528
	社会福祉法人	みゆき愛児園	250-0012 本町4-6-18	60	7:00 ～ 19:00 (17:00まで)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	産休明け～	○			22-3722
	社会福祉法人	中島保育園	250-0005 中町2-13-48	150	7:00 ～ 19:00 (15:00まで)	7:00 ～ 18:00 (8:00 ～ 16:00)	3か月～	○			22-4359
	社会福祉法人	久野保育園	250-0055 久野1550	120	7:00 ～ 19:00 (17:00まで)	7:00 ～ 18:00 (9:00 ～ 17:00)	3か月～	○			35-2253
	宗教法人	五百羅漢保育園	250-0001 扇町5-7-35	90	7:30 ～ 19:30 (15:00まで)	7:30 ～ 18:30 (8:00 ～ 16:00)	3か月～	○			34-3247
	特定非営利活動法人	螢田愛児園	250-0865 蓮正寺783	50	7:00 ～ 19:00 (15:30まで)	7:00 ～ 18:00 (7:30 ～ 15:30)	6か月～	○			36-1914
	社会福祉法人	荻窪保育園	250-0042 荻窪542-5	120	7:00 ～ 19:00 (16:00まで)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	産休明け～	○			34-4596
	社会福祉法人	国府津保育園	256-0812 国府津3-11-25	120	7:00 ～ 19:00 (18:00まで)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	産休明け～	○	○		47-3355
	社会福祉法人	石塚保育園	256-0812 国府津2769	120	7:00 ～ 19:00 (15:00まで)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	産休明け～	○			47-3367
	特定非営利活動法人	さくら保育園	256-0816 酒匂6-6-30	90	7:00 ～ 19:00 (17:00まで)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	産休明け～	○			47-6611
	宗教法人	城前寺保育園 （本園）	250-0206 曽我原230-1	95	7:00 ～ 19:00 (7:30～15:00)	7:00 ～ 18:00 (8:00 ～ 16:00)	産休明け～	○	○	○	41-4150
	宗教法人	城前寺保育園 そが分園	250-0203 曽我岸132	20	7:30 ～ 19:00 (7:30～15:00)	7:30 ～ 18:00 (8:00 ～ 16:00)	1歳児～3歳児	○	○		41-1116
	社会福祉法人	富水保育園	250-0852 栢山1946	120	7:00 ～ 19:00 (17:30まで)	7:00 ～ 18:00 (8:00 ～ 16:00)	3か月～	○			36-0531
	社会福祉法人	西大友保育園 （本園）	250-0212 西大友485-2	90	7:00 ～ 19:00 (8:00～17:30)	7:00 ～ 18:00 (8:00 ～ 16:00)	1歳児～	○	○		36-4378
	社会福祉法人	西大友保育園分園 みらい	250-0212 西大友470-1	20	7:00 ～ 19:00 (8:00～17:30)	7:00 ～ 18:00 (8:00 ～ 16:00)	産休明け～1歳児	○	○		46-6222
	社会福祉法人	下府中保育園	250-0872 中里184-6	80	7:00 ～ 19:00 (16:00まで)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	産休明け～	○			47-8294
	社会福祉法人	春光保育園	250-0874 鴨宮444	120	7:00 ～ 18:30 (16:30まで)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	7か月～	○			48-5162
	社会福祉法人	報徳保育園	250-0852 栢山880	100	7:00 ～ 19:00 (18:00まで)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	3か月～	○			36-0272
	社会福祉法人	たんぼぼ保育園	250-0052 府川1137-6	70	7:00 ～ 19:00 (8:00～16:45)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	産休明け～	○			35-6505
	社会福祉法人	桃重保育園	256-0815 小八幡4-1-13	90	7:00 ～ 19:00 (18:00まで)	7:00 ～ 18:00 (8:30 ～ 16:30)	産休明け～	○	○		48-6770
	一般財団法人	南鴨宮あいじ園 （本園）	250-0875 南鴨宮3-48-12	29	7:00 ～ 20:00 （通常どおり）	7:30 ～ 18:30 (8:30 ～ 16:30)	3歳児～	○			49-3550
	一般財団法人	南鴨宮あいじ園駅前分園	250-0875 南鴨宮3-48-7	24	7:00 ～ 20:00 （通常どおり）	7:30 ～ 18:30 (8:30 ～ 16:30)	5か月～2歳児	○			42-9357
	株式会社	お花畑保育園	250-0875 南鴨宮3-23-24	25	7:30 ～ 18:30 (8:00～18:00)	7:30 ～ 18:30 (8:00 ～ 16:00)	6か月～		○		46-0872
	株式会社	保育園 大地	250-0853 堀之内458	45	7:30 ～ 19:00 (8:30～15:00)	7:30 ～ 18:30 (9:00 ～ 17:00)	10か月～	○			37-4619
	株式会社	保育園 大空	250-0852 栢山3602-4	45	7:30 ～ 19:00 (8:30～16:00)	7:30 ～ 18:30 (8:30 ～ 16:30)	10か月～	○			25-5564

土曜日は平日とは開設時間が異なりますのでご注意ください。

※ 利用可能時間は、各園の開設時間の範囲内で、基本的に11時間（標準時間）または8時間（短時間）の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各園にお問合せください。

※1 クレヨンの森保育園の延長保育については、施設にお問い合わせください。

令和 8 年（2026 年）8 月 1 日時点

※掲載事項に変更が生じる場合があります。

区分	設 置 主 体	施 設 名	所 在 地	利用定員	開 設 時 間 (土 曜 保 育)	標 準 時 間 (短 時 間)	保 育 年 齢	延長	一時	病児	電 話 番 号
公立 認定 こども園	小田原市	たちばなこども園 (保育部)	256-0806	63	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	4か月～	○	○		20-8850
			小船174-1		(16:00まで)	(8:30 ～ 16:30)					
	社会福祉法人	小田原みどり学園 (保育部)	250-0005	60	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30	1歳児～				23-2866
			中町1-15-11		(8:00～16：00)	(8:00 ～ 16:00)					
	特定非営利活動法人	こひつじ学園 (保育部)	250-0854	18	7:00 ～ 18:00	7:00 ～ 18:00	3歳児～				36-1789
			飯田岡336		(14：00まで)	(9:00 ～ 17:00)					
	特定非営利活動法人	未来っ子幼児教育センター (保育部)	250-0875	65	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30	1歳児～				47-0319
			南鴨宮1-5-40		(8:00～13：00)	(8:30 ～ 16:30)					
	社会福祉法人	山王保育園 (保育部)	250-0003	90	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	産休明け～	○	○		34-0380
			東町1-30-30		(7:00～16:00)	(8:30 ～ 16:30)					
	学校法人	花園幼稚園 (保育部)	250-0013	29	8:00 ～ 18:00	8:00 ～ 18:00	2歳児～				22-8702
			南町2-2-45		(開所なし)	(8:30 ～ 16:30)					

※ ここに示した利用定員以外に教育利用の利用定員を設定しています。

※ 利用可能時間は、各園の開設時間の範囲内で、基本的に11時間（標準時間）または8時間（短時間）の利用となります。

実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各園にお問合せください。

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間	標準時間	保育年齢	延長	一時	病後児	電話番号
					（土曜保育）	（短時間）					
小規模 保育 事業	個人	矢作愛児園 【連携先】 さくら保育園 春光保育園 桃重保育園 ※各施設の受入枠定員有	250-0873	12	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	産休明け～2歳児	○			48-4144
			矢作17-9		（16：00まで）	（9:00 ～ 17:00）					
	株式会社	育みの家カンガルー栄町第1 【連携先】 小田原愛児園 新玉幼稚園 ※各施設の受入枠定員有	250-0011	11	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	産休明け～2歳児	○			23-1024
			栄町2-5-28		（7:30～18：00）	（8:00 ～ 16:00）					
	社会福祉法人	アミッチ保育園 【連携先：下府中保育園】	250-0872	19	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	産休明け～2歳児	○			43-9226
			中里183-8		（16：00まで）	（8:30 ～ 16:30）					
	社会福祉法人	たんぼぼの家 【連携先】 たんぼぼ保育園 こひつじ学園 ※各施設の受入枠定員有	250-0854	19	7:00 ～ 18:00	7:00 ～ 18:00	産休明け～2歳児				39-2010
			飯田岡454		（8:00～16：45）	（8:30 ～ 16:30）					
	株式会社	保育所モナミ桑原園 【連携先：豊川保育園】	250-0862	19	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	産休明け～2歳児	○			43-7799
			成田794-2		モナミ蓮正寺にて共同保育 ※詳細は施設にお問い合わせください	（7:00 ～ 15:00）					
	有限会社	ぎんがむら保育園しろやま 【連携先】 みゆき愛児園 中島保育園 荻窪保育園 早川保育園 ※各施設の受入枠定員有	250-0045	19	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	4か月～2歳児	○			44-4215
			城山3-3-8		（通常どおり）	（8:30 ～ 16:30）					
	株式会社	サンライズキッズ保育園 小田原園 【連携先】 桜井保育園 報徳保育園 富水保育園 保育園大地 ※各施設の受入枠定員有	250-0851	19	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	産休明け～2歳児	○	○		050-5807-2229
			曾比1755-1		（18：00まで）	（9:00 ～ 17:00）					
	株式会社	保育所モナミ蓮正寺園 【連携先】 保育園大地 こひつじ学園 友愛幼稚園 ※各施設の受入枠定員有	250-0865	19	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	産休明け～2歳児	○	○		44-4600
			蓮正寺103-5		（18：00まで）	（7:00 ～ 15:00）					
	特定非営利活動法人	おだわら・もあな保育園 【連携先】 下曽我保育園 国府津保育園 石塚保育園 桃重保育園 たちばなこども園 ※各施設の受入枠定員有	256-0812	10	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	10か月～2歳児	○			42-9990
			国府津2-4-4		（18：00まで）	（8:30 ～ 16:30）					
	株式会社	育みの家カンガルー久野第2 【連携先：久野保育園】	250-0055	19	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	産休明け～2歳児	○			46-9215
			久野860		（7:00～18：00）	（8:00 ～ 16:00）					
	特定非営利活動法人	豊川すずらん保育園 【連携先：豊川保育園】	250-0862	19	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	4か月～2歳児	○	○		87-5625
			成田646-3		（18：30まで）	（8:30 ～ 16:30）					
	有限会社	ぎんがむら保育園オダワラソダチ 【連携先】 久野保育園 早川保育園 御瀬端幼稚園 ※各施設の受入枠定員有	250-0045	19	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	4か月～2歳児	○			59-0887
			城山1-6-32		（通常どおり）	（8:30 ～ 16:30）					
	株式会社	エンジェルキッズ鴨宮園 【連携先】 さくら保育園 お花畑保育園（※2） 中島保育園 ※各施設の受入枠定員有	250-0875	19	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	産休明け～2歳児	○	○		20-7677
			南鴨宮3-22-9		（18：00まで）	（8:30 ～ 16:30）					

土曜日は平日とは開設時間が異なりますのでご注意ください。

※ 小田原市内の小規模保育事業は、民間のみです。

※ 利用可能時間は、各施設の開設時間の範囲内で、基本的に11時間（標準時間）または8時間（短時間）の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各施設にお問合せください。

※ 保育年齢クラス終了後は、それぞれの連携先に入所することができます。

※ 矢作愛児園、育みの家カンガルー栄町第1、たんぼぼの家、サンライズキッズ保育園小田原園、保育所モナミ蓮正寺園、おだわら・もあな保育園、ぎんがむら保育園しろやま及びオダワラソダチ、エンジェルキッズ鴨宮園の連携先については、連携先ごとに受入枠の定員があるため、定員を上回る希望がある場合は、改めて入所選考を行い、連携先を決定いたします。

※2 お花畑保育園に連携が可能なのは、令和9年10月時点で2歳児クラスにいる児童までです。

14.保育コンシェルジュ相談

保育コンシェルジュとは、保護者のニーズにあった保育サービスのアドバイスなどを行う、保育士資格を持った専門相談員です。保育所等の入所相談のほか、保育サービスに係るさまざまな情報をお伝えします。

※外出や、他の相談者の対応中の場合があるため、事前にお電話のご予約をお願いします。

※なお、利用申込みに当たり、次のような相談はお受けできませんのでご了承ください。

- ・入所の不承諾や保留を希望している
- ・市外からの申込みで小田原市に転入予定がない場合（お住まいの市区町村にご相談ください。）

【相談日時】	【相談場所】	【電話番号】
平日 9:00～12:00 13:00～17:00	小田原市役所 5 階(赤通路) 保育課 窓口	0465-33-1451

【令和 9 年 4 月 1 次申込受付期間中の対応について】

1 次募集の受付期間中は、お問い合わせが増えるため、ご相談の予約が取りづらくなります。
可能な限り、受付期間より前にご予約の上、ご相談ください。

★にほんご が むずかしいかたは、ごそうだん してください。

If you have difficulty reading Japanese, please come and consult us.

15.問い合わせ先（郵送先）

住 所：〒250-8555

小田原市荻窪 300 番地

小田原市子ども若者部 保育課 保育係（小田原市役所 5 階）

電 話：0465-33-1451

受付時間：8 時 30 分から 17 時まで